

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和7年8月27日(水) 熊本県庁本館5階審議会室	
出席委員氏名 ※50音順	上妻 清人 (一般財団法人熊本建築審査センター 専務理事) 谷本 たまみ (税理士) 辻本 剛三 (熊本大学客員教授) 古市 麻美 (行政書士)	
審議対象期間	令和6年10月1日 ~ 令和7年3月31日	
抽出案件	総件数 7件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	4件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
談合情報	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定 ○まず、議事の（１）、会議の公開・非公開について、熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会は公開・非公開を決めるものとする」とあり、今回も議事の公開・非公開について、決めたいと思う。議事の中で非公開に該当する部分について事務局から説明をお願いする。</p> <p>○「議事（４）抽出事案の審議」のうち総合評価の判定に係る審議部分と、「議事（５）委員間の意見交換」を非公開とすることについてよろしいか。</p> <p>○異議なし。</p> <p>○傍聴者（報道関係者）に説明する。 今回の審議において、「議事（４）抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分」と、「議事（５）委員間の意見交換」については非公開と決定した。</p> <p>2 熊本県入札監視委員会運営要領の一部を改正する要領に係る報告 【熊本県入札監視委員会運営要領の一部改正について（概要）（資料１）】 ○意見等なし</p>	<p>（事務局の提案） ○委員会で行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「議事（４）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総合評価判定シート」については、県情報公開条例の「公にすることにより当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当すると考え、不開示情報と判断する。</p> <p>次に、「議事（５）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第３公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p> <p>報道関係者入室</p> <p>（事務局）資料１を報告</p>

意見・質問	回答
<p>3 入札及び契約手続の運用状況の報告</p> <p>【R4～6年度の熊本県発注工事の入札結果の推移（資料2）】 ○意見等なし</p> <p>【入札不調等の発生状況について（資料3）】 ○芦北地域や球磨地域の不調率が15%近く、他の地域と差が出ているが、災害復旧などの影響があるのか。熊本農政も発生率は高いが、どう分析しているのか。</p> <p>【指名停止の運用状況一覧（資料4）】 ○報告のうち3件が、いずれもパナソニックグループであるところ、いずれも指名停止期間が同じなのは基となる地方整備局処分の日付が同じだからなのか。</p> <p>○3番と4番で、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者として配置している。感想だが、そもそも許可申請の段階で処分権者が見落としていた可能性も考えられる。</p> <p>○1番の安全措置が不適切なケースと比して建設業法違反のケースの方が指名停止期間が長くなっている。そういうものなのか。</p> <p>【入札契約方式別発注工事一覧（資料5）】 ○意見等なし</p>	<p>(事務局) 資料2～5を報告</p> <p>○芦北地方などは令和2年7月豪雨の災害復旧の影響が出ていると思われる。熊本農政は分母が35件と少ないため、数件の不調で率が高くなっている。</p> <p>○そのとおり。同じ時期に情報を入手し、同様の建設業法違反行為のため、同じ期間で措置をしている。</p> <p>○事前に基準を決めて運用しているところ、1番のケースは建設業法の監督処分がされていない。2～4番は指名停止とは別に監督処分が行われており、その分期間が長くなっている。</p>

意見・質問	回答
<p>4 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について（資料6）】 ※抽出委員から説明 ※事務局から、番号6国道218号（霊台橋）防災安全交付金（橋梁補修）床版補強工事について、今般の豪雨災害の影響により、審議の延長をお願いしたい旨説明。</p> <p>【審議対象工事（資料6）】 《随意契約》 （1）熊本県警察本部交通管制センター 交通管制システム整備工事 ○随意契約の理由について、信号機のリレー装置は全国的に存在すると思うが、もともと先に契約するメーカーの製品を導入していたなどの事情はあるのか。 ○契約を行っている営業所と結果が登録されている調書の営業所が異なるが、どう理解すればいいのか。</p> <p>《指名競争契約》 （2）錦南部5期地区地域密着型農業基盤整備事業第1号工事 ○地域密着型と事業名にあるが、指名業者を事業地域の業者に限定するなどの取扱いはしているのか。 （3）第一高校礼法室改修その他設置工事 ○指名業者10者のうち、8者辞退をしているが、理由はあるのか。</p> <p>《条件付一般競争入札》 （4）市房第一発電所温水取水設備塗装等工事 ○1者による入札となっているが、万一入札がなかった時は時期を変えて公告をする予定だったのか。</p>	<p>○そのとおり。先に賃貸借契約でメーカーが本部の装置を導入している。</p> <p>○直近で指名願い上の営業所の登録が変更されており、直近でシステム上出力したため、営業所名が当時と異なっている。</p> <p>○業者選定には関係せず、あくまで法面工事の施工業者から選定している。</p> <p>○年度末の発注ということもあるほか、建築業者に民間工事の手持ちがあると辞退される傾向はある。</p> <p>○当該設備がいわゆる発がん性がある物質を塗料</p>

意見・質問	回答
<p>○参加資格を求めている総合評定点700点は高いととらえればいいのか、低いととらえればいいのか。</p> <p>(5) 南部幹線防災・安全交付金(街路)P1橋脚工事 ○意見等なし</p> <p>(6) 国道218号(霊台橋)防災安全交付金(橋梁補修)床版補強工事 ○審議延期</p> <p>(7) 津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第4号工事 ○こうした施設に耐用年数はあるのか。</p> <p>○一定期間が来ると市町村等から更新の要望が来るのか。</p> <p>(報道関係者退出)</p> <p>【総合評価判定シート審議】 非公開</p> <p>5 委員間の意見交換 非公開</p> <p>○以上で本日の審議事項は全て終了した。</p>	<p>の中に含んでおり、令和9年3月までには処分を完了しないといけないという事情もあったため、こうしたスケジュールを踏まえながら条件を見直した上で再度公告をしたのではないかと考えている。</p> <p>○これまでの実績を踏まえて適切な資格業者数があると判断し、設定している。</p> <p>○標準的には排水機場のポンプは20年程度だが、部分によって取替えが必要な時期が変わってくる。ただ基本的にこの農業農村整備事業で作った施設というのは、市町村、あるいは土地改良区に財産を譲与することになる。実際の管理は市町村あるいは土地改良区がすることになる。</p> <p>○通常のメンテナンスは市町村が行うが大規模な事業になると、補助事業を活用する関係で、申出を受けて県営で行う形となる。</p>